

# 告示

## 埼玉県告示第千三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	廃止年月日
ふたば在宅クリニック	久喜市久喜東一―二―五 東山ビル三階	平成三十年十月三十一日
東鷲宮病院	久喜市桜田三―九―三	平成三十年十一月二日
医療法人社団 明日佳 埼玉あすか松伏病院	北葛飾郡松伏町松葉一―五―七	平成三十年十月三十一日
大野眼科クリニック	朝霞市西原二―一四―一八	平成三十年十月三十一日
医療法人社団 武蔵野会 T M G サテライトクリニック 朝霞台	朝霞市西弁財一―七―三九	平成三十年十一月一日
岩下悦郎消化器内科クリニック	所沢市北有楽町二四―五	平成三十年十月三十一日
三輪医院	熊谷市宮町一―一一九―一	平成三十年十月三十一日

武蔵嵐山病院	比企郡嵐山町太郎丸一三五	平成三十年十月三十一日
北坂戸ファミリー クリニック	坂戸市薬師町三―二	平成三十年四月三十日
よしなみ耳鼻科ク リニック	鶴ヶ島市富士見一―二―一 ワカバウォーク二Fメデイカ ルモール内	平成三十年十月三十一日
ひかり眼科	吉川市木売一―五―三吉川情 報サービスセンター二F	平成三十年十月三十一日
柳澤歯科医院	春日部市中央二―一七―一〇 ―F	平成三十年十月三十一日
松野歯科医院	草加市青柳八―五―三六	平成三十年五月六日
門司歯科医院	戸田市下戸田二―二五―九戸 田ハイツ―F	平成三十年十月三十一日
たばら歯科クリ ニック	狭山市広瀬東二―四三―八	平成三十年十月三十一日
榎本デンタルク リニック	富士見市ふじみ野東一―一― 三アステールふじみ野イース テーション二B	平成三十年十一月一日
拾六間歯科クリ ニック	熊谷市拾六間一〇〇四	平成三十年十月三十一日

彩生薬局 東方店	えびす堂薬局	らんざん薬局	入間川薬局	フアーコス薬局 スマレ蔽	かりん薬局	丹後薬局	ゆめみ野薬局	さくら薬局 東鷲 宮店	オリオン歯科
深谷市東方町二―一五―一一	比企郡小川町大塚九六―三	比企郡嵐山町太郎丸一三四	狭山市入間川三―二―二三	蕨市中央三―一九―八	三郷市鷹野四―五〇―一二	三郷市早稲田三―二八―二二	一 北葛飾郡松伏町松葉一―五―	久喜市桜田三―九―一一	吉川市保一―一三―三ライフ 吉川駅前店二F
平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十月三十一日	平成三十年十一月十七日	平成三十年十月二十日